

生活にお困りのみなさんへ

～社会保険料の減免制度があります～

新型コロナウイルスの影響により一定程度収入が減少した場合などはご相談ください(徴収猶予制度もあります)。

■国民健康保険料 問 本庁舎保険年金課
TEL 0857-30-8222 FAX 0857-20-3906

■後期高齢者医療保険料 問 本庁舎保険年金課
TEL 0857-30-8225 FAX 0857-20-3906

■介護保険料 問 本庁舎長寿社会課
TEL 0857-30-8212 FAX 0857-20-3906

■国民年金保険料 問 本庁舎保険年金課
TEL 0857-30-8224 FAX 0857-20-3906

～市税等の徴収猶予制度があります～

以下の支払いが困難な場合は猶予などの制度がありますので、各問い合わせ先にご相談ください。

■市・県民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税
問 本庁舎収納推進課

TEL 0857-30-8162 FAX 0857-20-3920

■水道料金 問 水道局料金課
TEL 0857-53-7923 FAX 0857-53-7801

■下水道等使用料 問 下水道庁舎下水道経営課
TEL 0857-30-8391 FAX 0857-20-3319

～生活困窮者への包括的相談支援窓口～

一人ひとりの状況に合わせた制度・サービスについての情報提供、申請手続きなどを包括的に支援します。また、収入減少などにより住居を失うおそれがある人に対し一定期間家賃相当額を給付する「住宅確保給付金」もあります。

問 中央人権福祉センター(パーソナルサポートセンター)
TEL 0857-20-4888 FAX 0857-24-8067

～生活福祉資金の貸付について～

休業や失業などにより生活資金でお悩みの人へ「緊急小口資金」、「総合支援資金」の貸付を行っています。

問 鳥取市社会福祉協議会
TEL 0857-24-3180 FAX 0857-24-3215

事業者のみなさんへ

～融資制度などの相談窓口があります～

売上高や収入が減少した企業などへの融資制度や、経営上の相談など、中小企業向けのワンストップ相談窓口を開設しています。お困りごとがありましたらご相談ください。

【平日の連絡先(10:00～15:00)】
問 鳥取商工会議所 TEL 0857-26-6666

【休日の連絡先(8:30～17:15)】
問 鳥取県商工労働部
TEL 0120-833-877 (フリーダイヤル)

市民のみなさんへ

～「特別定額給付金」の申請を受け付けています～

問 特別定額給付金班
TEL 0857-30-8250 FAX 0857-20-3967

給付対象者

令和2年4月27日時点において、鳥取市の住民基本台帳に登録されている人

受給権者 給付対象者の属する世帯の世帯主

給付額 世帯構成員1人につき10万円

申請方法

オンライン申請…マイナポータルから申請(マイナンバーカードをお持ちの世帯主のみ)
郵送申請…鳥取市が世帯主宛てに送付する申請書に必要事項を記入し、添付書類とともに同封の返信用封筒で返送

添付書類

①公的身分証明書など本人を確認できる書類の写し
②振込先口座番号、口座名義人のカナ氏名が確認できる通帳やキャッシュカードの写しなど
※オンライン申請の添付書類は②のみ

給付方法 申請のあった預金口座へ振り込み

申請期限 8月26日(水)(当日消印有効)

※詳細は本市公式ホームページでご確認ください。

新型コロナウイルス感染症に便乗した詐欺に注意!

公的機関がATMの操作をお願いしたり、電話やメールで口座番号や暗証番号などの個人情報や聞かせることは絶対にありません。不審に思ったら消費生活センターや最寄りの警察署にご連絡ください。

問 鳥取市消費生活センター TEL 0857-20-3863

問 警察相談専用電話 TEL #9110

融資などを受けるための証明書の発行手数料が無料になります

問 本庁舎市民課
TEL 0857-30-8495 FAX 0857-20-3909

対象となる融資制度など

【中小企業など】
新型コロナウイルス感染症特別貸付、新型コロナウイルス対策マル経融資、危機対応融資

【個人】
生活福祉資金(緊急小口資金)、総合支援資金(生活支援費)

対象となる証明書類

住民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書、所得・課税証明書、納税証明書

減免手続

証明書申請時に金融機関などから交付される「新型コロナウイルスの影響により融資を受けるための各種証明書手数料減免申請添付書類」を提出

※マイナンバーカードを利用したコンビニ交付、湖山郵便局、宝木郵便局では取り扱いできません。

※申請の際に申し出がない場合は無料になりません。

市民の「いのち」と「暮らし」を守り、地域経済を支える 鳥取市新型コロナウイルス感染症緊急対策補正予算

問 本庁舎行財政改革課 TEL 0857-30-8111 FAX 0857-20-3948

4月臨時補正の緊急対策第1弾として、中小企業者に低金利の融資制度を活用してもらうための金融機関への預託金や利子補助金を増額したほか、その他保育施設、放課後児童クラブなどへ衛生用品を追加配備しました。

5月臨時補正の緊急対策第2弾では、国の緊急経済対策、市の財政調整基金を活用して、①市民のいのちを守る、②市民の暮らしを守る、③こどもの教育環境を守る、④とっとりの経済を支える、本市独自の取り組みを進めています。6月補正においても追加の対策などについて提案する予定であり、市民のいのちと暮らしを守り、地域経済を支える切れ目のない対策を実行していきます。

緊急対策第1弾 4月24日提案
(4月臨時補正予算 約35億円)

緊急対策第2弾 5月14日提案
(5月臨時補正予算 約197.1億円)

緊急対策第3弾 6月8日提案
(6月補正予定)

1 市民のいのちを守る

約5,843万円

■感染症対策推進事業費(4,951万円)

発熱・帰国者・接触者相談センターでの相談体制の強化など

■鳥取市新型コロナウイルス拡大防止支援金(300万円)

市の協力依頼に応じて、店舗名の公表などに同意した事業者に対する協力金の給付
風評被害により経営に影響を受けた事業者に対する支援金の給付

■避難所用衛生用品購入事業費(394万円)

など

2 市民の暮らしを守る

約190億6,435万円

■特別定額給付金事業費(187億5,210万円)

迅速かつ的確に家計への支援を行うため、全市民を対象にした一律10万円の支給(対象人数:186,300人想定)

■子育て世帯への臨時特別給付金事業(2億9,575万円)

児童手当受給者へ対象児童1人当たり1万円の支給(対象児童数:26,000人想定)

■生活困窮等包括的支援事業費(1,650万円)

3 こどもの教育環境を守る

約5,520万円

■ICTを活用した学校教育活動支援事業(4,041万円)

インターネット環境が整備されていない家庭におけるWi-Fi環境整備の支援(補助上限1万円×1,335人)
家庭学習を支援するデジタル教材(5教科)の導入
ICTスクールサポーターによる環境整備の促進

■衛生管理費(1,479万円)

小・中・義務教育学校に、消毒液・非接触体温計などの衛生用品の追加配備

4 とっとりの経済を支える

約5億3,540万円

■鳥取市中小企業者経営持続化給付金(5億0,000万円) 基金事業

市内中小企業に対する、事業継続のための給付金の支給
・30万円×1,600件(対象:売上が前年同月比30%以上50%未満減少)

■飲食店緊急応援キャンペーン事業費(3,000万円)

テイクアウトを中心に使用できる割引券の発行および換金する事業に対する助成
・販売時期 第1弾 6月～(利用期限7月末まで、定価4割引で販売)
第2弾 7月～(利用期限9月末まで、定価2割引で販売)

■鳥取市タクシー代行サービス支援事業(540万円)

市内のタクシー事業者が実施する、テイクアウト等の受け取り代行サービスに要する料金の助成
飲食店舗等の販売促進及び外出自粛を余儀なくされている市民生活への支援
・利用者自己負担300円程度、補助上限2千円/件